



長野県プラス補助金(第1弾)の申請期限を 令和6年2月15日まで延長します

11月県議会での予算成立を前提に、「長野県プラス補助金(第1弾)」について、令和5年2月15日(水)としていた交付申請の期限を令和6年2月15日(木)まで延長します。

申請期間 ※予算額の上限に達し次第、受付終了となります。

国補助金の額の確定が済み次第、速やかな交付申請をお願いします。

<令和4年度中の交付申請> 令和5年2月15日(水)まで(消印有効)

<令和5年度中の交付申請> 令和6年2月15日(木)まで(消印有効)

令和5年度に交付申請を行えるのは、国補助金の額の確定通知日が、令和5年2月1日以降である事業に限ります。

国補助金の額の確定通知日が、令和5年1月31日以前である事業については、令和5年2月15日までに交付申請を行う必要があります。

補助対象者

次のいずれかの国補助金の交付決定を受け事業を実施する県内中小企業(県内に本社所在地[個人事業者の場合は住民票に記載の住所]を有する事業者)が対象です。

○事業再構築補助金

通常枠、卒業枠、大規模賃金引上枠、最低賃金枠、緊急事態宣言特別枠(すべて中小企業)であり、第1回から第5回公募で採択されたもの

○ものづくり・商業・サービス補助金

低感染リスクビジネス枠であり、第5次締切から第9次締切で採択されたもの

○小規模事業者持続化補助金

低感染リスクビジネス枠であり、第1回公募から第6回公募で採択されたもの

○IT導入補助金

低感染リスクビジネス枠であり、第1次締切から第5次締切で採択されたもの

信州版「新たな日常のすゝめ」



新型コロナウイルスの感染を防止するための行動を自ら考え実践しましょう

産業労働部 経営・創業支援課 中小企業支援係
(課長)滝沢 倫弘 (担当)太田 伸幸、武井 卓也
電話 026-235-7195(直通)
026-232-0111(代表) 内線2959
FAX 026-235-7496
E-mail keieishien@pref.nagano.lg.jp